



## ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する議長声明

G20 ジェンダー平等と女性のエンパワーメント担当閣僚会合の議長国を務める  
ブラジルは、アルゼンチンを除く全てのメンバーが以下の内容に合意したこと  
を確認する。

### 前文

1. 我々G20 のジェンダー平等と全ての女性及び女児のエンパワーメントを担  
当する閣僚、招待国、並びに国際機関の代表者は、2024 年 10 月 11 日にブ  
ラジリアに集い、以下を宣言する。
2. 我々は、全ての女性及び女児が、性別その他の多種多様な要因による特殊  
な障壁に直面していることを認識する。また、全ての女性及び女児が変革  
の担い手であり、意思決定、リーダーシップ、そして世界的な課題への取  
り組みにおいて重要な役割を担っていることを認識する。彼女らは、あら  
ゆる分野・レベルにおいて、等しく貢献することができなければならない。  
したがって、2023 年のニューデリー首脳会議において、G20 女性担当閣僚  
会合への支援を目的として女性のエンパワーメントに関する作業部会  
(EWWG) を創設したことは、ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女  
児のエンパワーメントの促進に関する施策を推進するための集団的な努力  
を表明するものである。かかる努力は、ジェンダー平等の推進、女性が主  
導する開発の奨励、並びに全ての女性及び女児の権利に対する G20 メンバ  
ーのコミットメント、また、北京宣言と行動綱領及びその検討会合の成果  
文書、並びに 2030 アジェンダの中核をなす持続可能な開発目標 (SDG) の  
実施に対する我々のコミットメントを再確認するものである。これらのコ  
ミットメントには以下が含まれる。(i)女性の完全かつ平等で有意義な労働  
参加を促進し、2014 年ブリスベン・サミットで設定された目標を達成し、  
ジェンダーに基づく賃金格差を是正する。(ii)無償のケア労働や家事労働の



不平等な分配に対処し、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）や質の高い仕事への平等なアクセスを確保し、高位の職や指導的地位におけるジェンダー・パリティの達成に努める。(iii) 幼児期から高等教育、生涯学習の機会、技術・職業訓練に至るまで、手頃で包摂的、公平、安全かつ質の高い教育への平等なアクセスを確保する。(iv) ジェンダーによるデジタルデバイドを 2030 年までに半減する。(v) 全ての女性及び女児のための食料安全保障、栄養、ウェルビーイングを確保する。(vi) 気候変動に関する政策、計画、戦略、行動のジェンダー対応性を拡充し、気候政策と意思決定における女性の完全で有意義かつ平等な参加とリーダーシップを強化する。(vii) ジェンダーに基づく暴力、女性蔑視を防止・根絶し、ジェンダーに基づく有害な固定観念を排除し、ジェンダーに基づく不平等を持続させる規範・態度・行動を変革する。

3. 我々は、G20 において、ジェンダー平等と全ての女性及び女児のエンパワーメントの促進に向け、これまでに行われた、また現在進行中の重要な作業について承認する。我々は、エンゲージメントグループ、特に Women 20 の活動や、G20 EMPOWER イニシアティブによる貢献を高く評価する。G20 イニシアティブのあらゆる分野において、様々な状況や環境にある女性及び女児のジェンダー平等とエンパワーメントを統合するための包括的な戦略を確保すべく、議長国ブラジルが他の G20 作業部会 (WG) 及びエンゲージメントグループ (EG) との間に確立した協力関係を考慮し、また、グローバルガバナンス、飢餓及び貧困の撲滅、並びに持続可能な開発の 3 つの側面（経済、社会、環境）に関して G20 議長国ブラジルが提案した優先事項に従い、議長国ブラジルのもとで合意された優先事項、すなわちジェンダー平等、経済的自立及びケアエコノミーとケアシステムの促進、女性蔑視の根絶とジェンダーに基づく暴力の予防と撲滅、並びにジェンダーに対応した気候行動の推進に関し、全ての女性及び女児のエンパワーメントを推進することを約束する。

## ジェンダー平等、経済的自立、ケアエコノミーとケアシステム

4. 我々は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ、特に持続可能な開発目標 (SDG) 5（「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児のエンパワーメントを行う」）に対する各国のコミットメントにもかかわらず、ジェンダー不平等が存続していると認識している。世界で約 24 億人の女性が、男性と同等の経済的権利を保有しておらず、様々な障壁が女性の完全かつ平等で有意義な経済参加とリーダーシップを妨げている。ジェンダー平等の実現のための投資は、経済・社会開発における女性の平等な参加と開発成果の平等な分配を確保することを目指す SDG5 の実施を含め、2030 アジェンダの実現にとって根本的に重要なものである。したがって、我々はジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児による経済活動・意思決定や指導的役割への完全かつ平等で有意義な参加を促進するために努力することを約束する。これには、新興分野へのアクセス強化やジェンダー格差を解消するための革新的なアプローチの活用も含まれる。
5. 世界的なデータによれば、ジェンダー平等の達成と女性の労働参加率の向上は遅々として進んでいない。我々は、あらゆる根強い不平等に対処するため、G20 労働雇用大臣会合宣言に沿って、ブリスベン目標の達成、また 2025 年までに労働市場参加率におけるジェンダー格差を 25% 削減することを目的とした G20 ロードマップ「ブリスベン目標に向けて、また、ブリスベン目標を超えて」の実施に向けた我々の強いコミットメントを再確認する。このため我々は、差別的な社会・文化規範を撤廃し、仕事の世界におけるあらゆる形態のジェンダーバイアスに対処する包括的な法律、政策、公共サービスをさらに発展・実施する努力を加速する。これらの施策は、女性の経済的自立を支援し、変化しつつある仕事の世界において、キャリアパスに沿った女性の参入・再参入・昇進を阻む障壁の排除を目的としている。同様に、こうした措置は女性及び女児の教育への参加を促進し、万



人のためのディーセント・ワークを促進すること、またジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための法律・政策・公共サービスの実施の効果と効率性を監視することを目的としている。

6. 以上に鑑み、我々は、同一労働同一賃金又は同一価値労働同一賃金を促進する透明性の高い賃金制度の導入を含め、ジェンダーに基づく賃金格差を解消するために、職場における機会と待遇の平等を促進し、かつ ILO 第 100 号条約に沿ったプログラム・イニシアティブ・政策を推進することを約束する。我々は同一賃金国際連合（EPIC）への参加を各国に呼びかける。
7. 女性及び女児は極度の貧困状態にある人々の大半を占め、より深刻な食糧不安と栄養不良に直面し、ジェンダーに基づく暴力を経験する可能性が高く、土地や生産資源、清潔な水や衛生設備へのアクセスが男性に比べて過度に不足している。このような状況において、我々は、飢餓と貧困を撲滅し不平等を是正する努力を支援し加速化するために、7月 24 日に「飢餓と貧困に対抗するグローバル・アライアンス」の創設文書が採択されたことを歓迎するとともに、全てのメンバー国が、貧困の中で生きる女性及び女児が直面する貧困の多次元的側面に対処する家族志向の政策への投資によって世帯と家族の貧困と闘うことを含め、公共政策においてジェンダーに対応したアプローチの適用を強化するよう奨励する。さらに我々は、2024 年 3 月の第 68 回国連女性の地位委員会（CSW68）で採択された、ジェンダー化された貧困の側面との闘いに関する合意結論に沿って、貧困緩和政策の立案に当たっては、全ての女性及び女児に焦点を当て、極度の貧困及び貧困の女性化を含むあらゆる形態と次元において貧困を根絶する措置をとることを約束する。
8. 全ての女性及び女児は、意思決定や世界的な課題への取り組みにおいて、対等な役割を果たすべきリーダーとして重要である。経済のあらゆる分



野・レベルにおける女性の完全かつ平等で有意義な参加とリーダーシップは、世界のGDPの成長にとって極めて重要であり、生産性とイノベーションを高めるものである。

9. 我々は、全ての女性が、経済と社会に大きく貢献する起業家となる可能性を有していると認識している。我々は、特に協同組合を通じて起業における女性の地位向上を図ることによって、ジェンダー平等の推進に尽力し、女性起業家のエンパワーメントを実現するエコシステムやネットワークを提唱し、ビジネスにおける女性のリーダーシップのロールモデルを推進する。さらに、正規の金融システム、市場やデジタル経済を含め、金融への女性の平等なアクセス、グローバル・バリュー・チェーンへの平等な参加、及び土地・信用・農業投入物を含む生産資源へのアクセスを強化する。また、各国の状況に応じ、ジェンダーに対応した民間調達と公共調達を奨励する。我々は、女性起業家金融イニシアティブを承認し、女性の経済的エンパワーメントを促進し、女性が主導する中小企業を支援する地域・二国間・多国間の連合やイニシアティブを奨励する。
10. また我々は、貿易における女性の完全かつ平等で有意義な参加の推進、国際貿易ネットワークや市場へのアクセスにおいて女性が直面する障壁の克服、デジタル経済への参加を含む女性起業家のスキル開発において、関係するステークホルダーや省庁と協力することを約束する。我々は、各国が貿易や投資政策を策定するに当たり、貿易とジェンダーに関連する課題を検討するよう奨励する。
11. 我々は、有償・無償のケア労働や労働市場全体におけるジェンダーの不平等を永続させる固定観念や有害な規範・態度・行動を排除することを含め、ジェンダー平等を達成する上で、ジェンダーに対応した包摂的かつ質の高い教育が果たす役割を認める。我々の目標は、G20内外の全ての関係者が、

ジェンダーに基づく固定観念を克服するためのより効果的な取り組みを含め、障壁を取り除く能力を強化し、全ての学習者、特に女性の学習者が、年齢、経済的・社会的・文化的・民族的・宗教的・地域的背景、また障害や学習困難、特殊なニーズといったその他の要因にかかわらず、幼児期から高等教育さらには生涯学習に至るまで、手頃で公平、安全で質の高い包括的な教育・訓練への平等なアクセスを確保できるようにすることである。あらゆる人々の生涯を通じた平等な教育機会と、デジタル学習を含む全ての女児の平等で安全な教育への参加を促進するという観点から、我々は、全ての教育現場をジェンダーに基づく暴力や差別から解放し、月経中の健康と衛生を安全に管理するためのプライバシーに配慮した清潔な衛生施設を確保するための取り組みを奨励する。

12. 科学・技術・工学・数学（STEM）分野や経済分野など、特に女性の割合が低い職業やキャリアパスにおいて、有害なジェンダー規範に対処し、教育や訓練のあらゆるレベルにおいてジェンダーに基づく固定観念や偏見の克服に取り組み、グリーン経済、ブルー（海洋）経済、及び循環経済に関する職業訓練やデジタル及び金融リテラシーを促進することなどにより、女性及び女児の職業への参入・定着・昇進・リーダーシップの拡大を促進する政策を開発するよう努める。
13. 我々は、デジタル化が進行する社会において、経済への完全な参加を果たすためには、テクノロジーやインターネットへのアクセスがもはや不可欠なものとなりつつあることを認識している。我々は、女性及び女児、特に貧困やその他の脆弱な状況にある人々が、デジタルテクノロジーへの平等なアクセスとその利用において多大な障壁に直面している点を重視しており、したがって、2030年までにジェンダー間のデジタルデバイドを半減させるための継続的な取り組みを強化していく。かかる取り組みはデジタル平等の原則に基づくものでなければならず、デジタル環境、デジタル経済、



及びデジタル社会から誰も取り残されることのないよう、アクセスと手頃さを確保し、実績のあるソリューションを特定し、資金を提供し、取り組みを加速させなければならない。

14. 我々は、性別データやジェンダー統計を収集・分析・公開・利用するため、国の統計局やデータ作成部局、政府機関の能力や協調体制の強化などにより、国家に関する行動の策定・実施・監視において、ジェンダー主流化を進めることが重要であると認識している。質の高い統計は、公共政策を通じてジェンダー不平等に取り組む上で極めて重要であり、統計局やデータ作成にあたるその他の政府機関は、こうした統計を作成し利用することが推奨される。
15. 我々は、無償のケア労働や家事労働には基本的な経済的価値があり、我々の社会や経済のウェルビーイングに不可欠な貢献であるにもかかわらず、その不平等で不公正な分配が、主に女性や女児の教育や女性の労働力参加、賃金やキャリアアップに大きな影響を与えるため、事実上のジェンダー平等を達成するまでの障壁となっていると認識している。無償のケア労働には、特に家事労働、家族や地域社会における健康管理、家庭内や家族のための整理・調整・世話、掃除、食事、燃料の調達、物品の購入などが含まれる。これでは、生涯学習や能力開発を含む教育機会、有償労働やその他の経済活動、公的・政治的・職業的生活への完全かつ平等で有意義な参加、余暇や自分のための時間を確保する平等な機会、質の高い医療サービスへのユニバーサルアクセス、あるいは妊産婦・新生児・性・生殖に関する医療サービスや質の高い長期介護サービスを受ける時間はほとんどないか、皆無である。
16. 有償及び無償のケア労働の分担におけるジェンダー平等を確保するための政策やインフラを導入することの重要性を考慮し、我々はケアを、社会の

あらゆる分野の人々・個人・地域社会・企業・国家が共有すべき責任であると認識する。したがって我々は、全ての女性及び女児の平等で完全かつ有意義な経済参加を確保するため、社会全体とすべてのジェンダーが共同で責任を負うよう促す文化的変容を推進し、男性と男児によるケア労働への平等な参加を奨励・促進し、介護における責任の公平な分配と再分配を妨げるジェンダー規範を問い合わせ直すことにより、有償・無償のケア労働におけるジェンダー平等を促進することを約束する。また我々は、保育サービスの利用可能性における世界的な格差を解消するための取り組みへの投資によって、より多くの女性による有償労働への参加を可能にするための支援策を検討すると約束する。

17. 我々は、有償・無償のケア責任をより公平に分配し、子ども・障害者・高齢者に対する質の高いケアと支援の提供を確保するために、ケア政策を策定し、社会的保護と公共サービスの可用性と利便性を確保するための投資を奨励することを約束する。各国の状況により、上記には、育児手当、障害者手当、有給出産・育児休暇、第三者支援手当、食事券、育児クーポンやサービスなどが含まれる。また我々は、より強固な医療・社会福祉制度の実現に向け、医療分野とケアエコノミーにおけるジェンダー平等を促進し、ディーセント・ワークの観点から全ての人々の労働条件を改善するあらゆる種類の対策・イニシアティブ・解決策を推進することを約束する。
18. 我々は、本作業部会の枠組みの下、2024年7月8日・9日に『国際セミナー：ケア労働と生活及び経済の持続可能性』が開催されたことを歓迎する。同セミナーには、G20 メンバー国、招待国及び国際機関の代表者、研究者、政策立案者、市民社会が参加した。我々は、同セミナーの成果として、また2024年に採択されたG20労働雇用大臣宣言に沿い、有償及び無償のケア労働に関する国際比較が可能なデータ収集の推進を支持し、あらゆる形態



の差別を考慮した、時間の使用に関する細分化されたデータの収集を奨励する。

19. 我々は、G20 雇用作業部会や G20 エンゲージメントグループを含む G20 の他の作業部会と、引き続き、ケア労働に関する対話を行っていきたいと考えている。我々は、ILO の働きがいのある人間らしいケア労働のための「5R 枠組み」を承認するよう各国に求める。また、「ケアのためのグローバル・アライアンス」の取り組みを認識し、全ての G20 加盟国がアライアンスの遵守を考慮するよう奨励する。

#### 女性蔑視とジェンダーに基づく暴力の根絶

20. 女性及び女児に対する性的またはジェンダーに基づく暴力は、オンライン・オフラインを問わず、公的及び私的な領域で驚くほど多発している。オンラインやオフラインを問わず、ジェンダーに基づく暴力は社会全体に社会経済的な影響を与え、その影響は複数の世代に及ぶ。かかる行為は、到達可能な最高水準の身体的・精神的健康、生命、身体の完全性に対する基本的権利を侵害し、女性及び女児が等しく教育や保健サービス、司法制度を利用し、政治に参加することや女性が雇用機会や経済的資源を得ることを妨げる。
21. 女性蔑視とは、身体的、心理的、経済的、象徴的暴力、ソーシャルメディア上の攻撃など、様々な形で起こり得る、女性及び女児に対する憎悪や嫌悪の発現を指す表現である。女性蔑視の蔓延は、全ての女性及び女児の人間性を失わせ、搾取を常態化させる環境を助長するため、ジェンダーに基づく暴力やフェミサイド（女性差別的殺人）の増加を助長する。
22. 特に、北京宣言と行動綱領から 30 周年を迎えるとする今、我々は、あらゆるレベルと分野におけるジェンダーに基づく暴力や女性蔑視を根絶し、

女性及び女児によるあらゆる人権の享受を確保する、というコミットメントを想起する。暴力のない生活は、安全な環境を構築するため、また全ての女性の経済的自立と、全ての人々の意思決定の場への完全かつ平等で有意義な参加に対する制約を撤廃する戦略を首尾よく実施するための必須条件である。このため我々は、女性の経済的・社会的機会を拡大し、全ての人にとって安全で暴力のない社会を構築するため、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力の防止と根絶を目的とした公共政策に投資し、それを推進する必要性を認める。

23. 我々は、政治や公的生活における、また指導的立場にある女性に対する、女性蔑視及びジェンダーに基づく暴力を共に根絶することが、全ての女性及び女児の完全で平等かつ有意義な参加を実現するために極めて重要であることを確認する。地域や国、または国際的なフォーラムへの彼女らの参加を奨励することは、意思決定におけるジェンダー平等の追求をさらに強める。このため我々は、あらゆる場で女性のリーダーシップを促進することを約束し、市民社会・メディア・地域社会・女性権利団体及び国際機関、特に ジェンダーに基づく暴力の根本原因に対処する包括的な戦略の策定を目的として行動する団体とのパートナーシップを優先的に強化する。また我々は、ヘイトスピーチやジェンダー差別が社会的緊張を悪化させ、ジェンダーに基づく暴力の永続化に寄与する可能性があることを認めるとともに、我々の戦略における統合的アプローチの必要性を強調する。
24. ジェンダーに基づく暴力は、女性を完全かつ平等で有意義な経済参加や正規の労働市場へのアクセスから排除する多くの要因のひとつである。ジェンダーに基づく暴力は、国内だけでなく世界経済においても経済成長と繁栄に悪影響を及ぼすため、社会全体にとって甚大な社会的・物質的なコストを生じさせる。利用可能なデータによると、女性及び女児に対する暴力



がもたらすコストは、全世界で少なくとも1兆5,000億米ドルに上ると推定される。

25. 人工知能（AI）の利用によって促進される暴力を含め、テクノロジーを利用したジェンダーに基づく暴力（TFGBV）など、テクノロジーの利用によって発生あるいは増幅される、女性及び女児に対する暴力を含めたジェンダーに基づく暴力の新たな形態は、全ての被害者と生存者のニーズに合った適切な対策によって対処される必要がある。我々は、G20各国が策定した行動に基づき、優れた防止策及び対応慣行に関するマッピングを開始し、この種の暴力に対処するための行動と政策に関する提案を行うことを約束する。このマッピングは、ジェンダーに対応した人工知能の開発・実装・利用の全過程を含め、テクノロジーを利用したジェンダーに基づく暴力の根絶を目指す、より革新的な国際政策への道を開く助けとなるだろう。この点に関し、我々は、「未来のための協定」の一環としてグローバル・デジタル・コンパクト（GDC）において採択された、国連内において「AIガバナンスに関するグローバルな対話」を開始するとのコミットメントを歓迎し、女性及び女児のエンパワーメントとジェンダー平等の推進をこれらの議論の中心に据えるよう奨励する。
26. 我々は、あらゆる適切な手段を用いて、公共及び私的な場において、オフラインやオンラインを問わず全ての女性及び女児に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力の防止・根絶・対処を目的とした立法、対策及び公共政策を、かかる暴力の加害者を常に捜査し訴追し処罰するための多部門的かつ調和がとれたアプローチを通じて採択し、強化することを約束する。このためには、ジェンダーに基づく暴力の予防・対処・救済のための包括的かつ効果的なアプローチを策定し、統合的なサービスを強化し、ジェンダーに基づく暴力を根絶するためのデータ収集と分析を拡充し、これらの慣行の実践における女性の積極的な役割を認識することが重要である。

27. 全ての女性及び女児に質の高い教育環境へのアクセスと永続性を保証するだけでなく、社会全体の十分な関与と教育が極めて重要である。それにより、男性及び男児は、ジェンダー平等を推進し女性蔑視やジェンダーに基づく暴力と闘う上で、対等な変革の担い手、戦略的パートナー、及び協力者となる。我々は、この取り組みを教育及び公共の意識啓発活動にさらに統合していくことを約束する。これには、授業や学校のカリキュラムにジェンダー平等を取り入れた教育プログラムを低学年から開始することや、ジェンダーに関する固定観念を問い合わせし偏見の克服を促すメディアキャンペーンの実施が含まれる。
28. 我々は、特に脆弱な状況にある人々のために、妊産婦、周産期及び新生児の健康に特別な注意を払いつつ、統合的保健アプローチ等に従い、全ての女性及び女児に対し性と生殖に関する健康、生殖に関する権利を促進することを約束する。全ての女性及び女児の健康を守ることは、特に性的暴力やジェンダーに基づく暴力の場合、将来の被害や再被害の防止に役立つ。

### ジェンダーと気候変動対策

29. 気候変動は全世界に経済的・社会的・政治的・環境的な影響をもたらしている。特に農村部の女性、貧困状態にある女性、障害のある女性、地域社会出身の女性、先住民の女性、ロマ族の女性、アフリカ系の女性、移民の女性、高齢の女性、その他脆弱な状況にある女性など、いくつかの重なり合う差別を受けている女性及び女児に、過大な影響を及ぼしている。気候変動により女性及び女児が過大な影響を受ける一方で、環境・気候・災害リスク軽減関連の意思決定の場において、往々にして彼女たちの占める割合は低く、また、土地・サービス（金融や与信サービスを含む）・技術といった資源へのアクセスや所有権が不平等に制限されていることが多い。

こうした要因があいまって、気候関連の災害や環境悪化に対する彼女らの脆弱性を高めている。

30. ジェンダーの不平等が存続すると、適応策・緩和策・公正で包摂的な移行、並びに資源管理との関連も含め、気候変動に包括的に取り組み、その影響に対処することが困難になる。女性及び女児は、バリューチェーン、持続可能なエネルギー源、適応策の策定、生物多様性や土壤・森林・水・海洋資源を含む天然資源の持続可能な管理・保全・回復を含む持続可能で強靭（レジリエント）な農業と農産品システムにおいて重要なイニシアティブを主導している。よって我々は、女性及び女児が、気候変動への対応、気候変動に関する適応と緩和のための解決策の構築、生物多様性の喪失、並びに災害リスクの軽減において、リーダーとしてまた変革の担い手として主要な役割を果たしており、地域社会においてはかかる解決策の最前線に立っている場合が多いことを認識している。このような状況に鑑み、気候変動対策と環境に関する政治的・経済的な意思決定プロセスに全ての女性が平等に参画することは、気候変動に取り組み、全ての人々にとって健康で持続可能で気候変動に強い社会を築く上で必要不可欠である。
31. 全ての女性及び女児が質の高い適切な教育を受け、能力開発プロセスや気候変動対策加速化のための取り組みに参加し、包摂的な農業バリューチェーンのためのイノベーションを含む官民の研究開発の機会に平等にアクセスできるようにすることが極めて重要である。よって我々は、ジェンダーに対応し、リスク情報を取り入れた気候変動対策が必要であることを確認する。我々はまた、気候に関する政策・計画・戦略、行動を周知し、その国の状況に応じつつジェンダーによる影響評価を実施するため、ジェンダー分析の根拠となるデータ基盤を強化し男女別データを利用するよう奨励する。このため我々は、経済・環境・社会の 3 つの側面における持続可能な開発を促進することを目的として、気候変動対策、災害リスク軽減、環



境政策の策定と実施において、全ての女性及び女児の完全かつ有意義で平等な参加とリーダーシップを支援し、促進することを約束する。

### 今後の行動分野

32. 我々は、平和の担い手としての女性の役割を認識するとともに、紛争予防と解決、調停、平和活動を含む平和のための取り組みのあらゆるレベルにおける意思決定に、女性が完全・平等・安全かつ有意義に参加することを評価する。これらの原則は、ジェンダー平等と持続可能な平和に向け、平和で公正かつ包摂的な社会の構築を実現するための重要な要素である。
33. 我々は、女性のエンパワーメントに関する作業部会の発展に向け、データの作成や研究を行うに当たり、国際機関との対話が重要であることを認識する。議長国ブラジルは、作業部会の委託を受け、UN Women、UNESCO 及び ILO が、女性と気候変動対策、仕事の世界における女性、テクノロジーを利用したジェンダーに基づく暴力に関する研究に取り組んだことについて感謝の意を表する。我々は、今後の検討に向け、最終版の完成を期待している。
34. 我々は、ジェンダー平等と持続可能な開発を推進するための重要な道筋の一つとして、G20 の財務トラックや G20 のエンゲージメントグループを含む他の作業部会との対話を継続することを約束する。我々は作業部会に対し、ジェンダー平等と全ての女性及び女児のエンパワーメントに向けた取り組みの進展と進捗状況を、各領域及び G20 の成果文書に含めるよう求めれる。さらに我々は、特に地域に根ざした女性の権利団体、女性主導の組織、フェミニスト団体を含む市民社会との対話を進めることを約束する。
35. 我々は、2024 年の議長国ブラジルのリーダーシップに敬意と感謝を表すとともに、2025 年の南アフリカ共和国、2026 年のアメリカ合衆国の G20 議長



国就任を歓迎する。両国が G20 女性のエンパワーメントに関する作業部会の共同アジェンダを引き継ぎ、ジェンダー平等と全ての女性及び女児のエンパワーメントのさらなる推進に向け、今後の活動に関する目標や成果物を設定していくことを期待している。